

我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業 募集要項新旧対照表

No.	資料名	頁	項目番号等					項目名	旧（平成31年4月17日）	新（令和元年7月10日）
1	要求水準書	9	第1章	第4節	10	1)	表4	排ガス保証値（煙突出口）	関係法令・条令等による規制値	関係法令・条令等による規制値
2		10	第1章	第4節	10	2)	表5	生活排水の保証値	関係法令・条令等による規制値	関係法令・条令等による規制値
3		10	第1章	第4節	10	3)	表6	本施設の稼働音に関する騒音保証値（定格稼働時）	関係法令・条令等による規制値	関係法令・条令等による規制値
4		10	第1章	第4節	10	4)	表7	振動保証値（定格稼働時）	関係法令・条令等による規制値	関係法令・条令等による規制値
5		11	第1章	第4節	10	5)	表8	悪臭に関する保証値（敷地境界）	関係法令・条令等による規制値	関係法令・条令等による規制値
6		40	第2章	第1節	8	8.3	(2)表10	引渡性能試験の項目と方法	悪臭 敷地境界 臭気指数 10未満	悪臭 敷地境界 臭気指数 13未満
7		40	第2章	第1節	8	8.3	(2)表10	引渡性能試験の項目と方法	悪臭 排出口 最大着地濃度地点において表9に示す許容値を満足するよう排出口における値について提案した値	悪臭 排出口 最大着地濃度地点において表8に示す許容値を満足するよう排出口における値について提案した値
8		50	第2章	第2節	2	2.1	(3)①	プラットホーム 構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造または鉄骨造
9		50	第2章	第2節	2	2.1	(4)①	プラットホーム 特記事項	また、収集車両（8tパッカー車）が旋回可能な幅員を確保すること。	また、収集車両（4tパッカー車）が旋回可能な幅員を確保すること。
10		52	第2章	第2節	2	2.2	3) (2)	投入扉 開口寸法	幅3m×高さ5m（主に8tパッカー車対象）	幅3m×高さ5m（主に4tパッカー車対象）
11		53	第2章	第2節	2	2.4	3) (1)	ごみピット 容量	7日分以上 5,600m ³ 以上	7日分以上 5,250m ³ 以上
12		53	第2章	第2節	2	2.4	6) (9)	ごみピット 特記事項	-	(9) ダブルピット方式を採用した場合も、ごみピットの容量の算定は、原則として投入扉下面の水平線（プラットホームレベル）以下の容量とする。
13		63	第2章	第2節	3	3.3	1) (3)	焼却炉 ④燃焼室熱負荷	高質ごみ（12,100kJ/kg）	高質ごみ（12,200kJ/kg）
14		75	第2章	第2節	4	4.8	2)	低圧蒸気だめ	低圧蒸気だめ	低圧蒸気だめ（必要に応じて）
15		88	第2章	第2節	6	6.3		熱及び温水供給設備	熱及び温水供給設備	熱及び温水供給設備（必要に応じて）
16		88	第2章	第2節	6	6.3	1)	温水設備	本設備は、蒸気を利用して温水を作り、一度に10人程度の利用が可能な浴槽に供給する温水配管（フランジ又はプラグ止め）及び必要な設備を設置する。	本設備は、蒸気を利用して温水を作り、 運転事業者が利用する浴室に供給するため、 温水配管及び必要な設備を設置する。 なお、浴室は災害時に住民が利用できるよう一度に10人程度の利用が可能となるよう考慮する。
17		104	第2章	第2節	8	8.9	3) (6) (c)	飛灰処理物ピット①容量	[] m ³ （基準ごみ時の7日分以上）	[] m ³ （基準ごみ時の2日分以上）
18		105	第2章	第2節	8	8.9	3) (8) (c)	飛灰処理物バンカ①容量	[] m ³ （基準ごみ時の7日分以上）	[] m ³ （基準ごみ時の2日分以上）
19		108	第2章	第2節	9	9.4	注) 13	水槽類仕様	13. 防火水槽は半径120mで敷地全体を保管できる位置に設置する。	13. 防火水槽は半径120mで敷地全体を 補完 できる位置に設置する。
20		117	第2章	第2節	11			電気設備	低圧配電盤室下部には、十分な広さの配線処理室を設ける。	低圧配電盤室下部には、十分な広さの配線処理室を設ける。 または、フリーアクセスフロアとする。
21		125	第2章	第2節	11	11.6	2) (6)	発電機 電圧	420V	420V または6,600V
22		140	第2章	第3節	1	1.2	1) (6)	一般事項	建設予定地は、あびこハザードマップにおいて、浸水深5m～10mとなるため、GL+5m以上までをRC構造で計画する。また、浸水深までの開口部には耐圧扉等（水深3m以上）を設置する。	建設予定地は、あびこハザードマップにおいて、浸水深5m～10mとなるため、GL+5m以上までをRC構造で計画する。また、浸水深までの開口部には耐圧扉等（水深3m以上）を設置する。 なお、洗車場、車庫についてはこの条件から除外する。

我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業 募集要項新旧対照表

No.	資料名	頁	項目番号等				項目名	旧（平成31年4月17日）		新（令和元年7月10日）
			第2章	第3節	1	1.2		2) (1)		
23	要求水準書	140	第2章	第3節	1	1.2	2) (1)	車両動線計画	次期施設更新用地を確保するため、敷地東側に台貫所（計量機）を設けることとし、進入路を東側に付替えることを考慮すること。	次期施設更新用地を確保するため、敷地東側に台貫所（計量機）を設けることを考慮すること。
24		151	第2章	第3節	2	2.4	2)表12	事務所棟必要諸室と規模（参考）	浴室 ・男女共用（10名程度） ・ロッカー配備	浴室 ・男女共用（10名程度） ・ロッカー配備 ※運転事業者用として整備するが、本市職員ならびに災害時に住民が利用できるよう考慮すること。
25		154	第2章	第3節	3	3.1	2)	山留め・掘削	また、地下への掘削工事に当たっては、地下水位を考慮した掘削工事を策定し、地下水の流出及び周辺への影響がないよう留意する。	また、地下への掘削工事に当たっては、地下水位を考慮した掘削工事を選定し、地下水の流出及び周辺への影響がないよう留意する。
26		155	第2章	第3節	3	3.2	5) (3)	門・囲障工事 フェンス	建屋外周にわたり、高さ2.0m程度の意匠に配慮した耐久性のある忍び返し付きフェンスを設置する。	建設工事範囲の西側、南側には、高さ2.0m程度の意匠に配慮した耐久性のある忍び返し付きフェンスを設置する。
27		158	第2章	第3節	4	4.4	3) (2) (a)	地下調整水槽（土木建築工事に含む）	本事業用地は、新廃棄物処理施設、リサイクルセンター、その他関連施設を段階的に整備するが、雨水流出抑制施設は本施設整備において一括整備する。	削除
28		158	第2章	第3節	4	4.4	3) (2) (a)①	形式	〔地下水槽 水密性鉄筋コンクリート構造〕	〔地下貯留槽 水密性鉄筋コンクリート構造〕
29		158	第2章	第3節	4	4.4	3) (2) (a)⑤	特記事項 iv)	iv) 雨水流出抑制施設を浸透式にする場合は、水槽容量を小さくできる。	iv) 雨水流出抑制施設を浸透式にする場合は地下貯留槽容量を小さくできる。
30		159	第2章	第3節	4	4.6		給湯設備	本設備は、工場棟、事務所棟等の必要な各室を対象とする。給湯水栓は、混合水栓とし、熱源はプロパンガスとする。なお、浴槽の熱源は温水供給設備より供給する。	本設備は、工場棟、事務所棟等の必要な各室を対象とし、給湯水栓は、混合水栓とする。また、熱源は以下のとおりとする。 ①浴室 温水または電気 ②浴室以外 プロパンガス
31		173	第3章	第4節	9			災害発生時等の協力	また、本市の指示により住民へ温水又は電力を提供する際は、それに協力する。	また、本市の指示により住民へ運転事業者用の浴室を開放する際は、それに協力する。
32		要求水準書 資料7						可燃ごみ	-	⑦小動物斃死体 体長1m以下の一般廃棄物扱いの小動物斃死体
33	基本契約書 (案)	7	第16条	3項			(秘密保持等)	-	(6) 本市が本事業の一部又は全部を民間事業者及び運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合[ただし、当該第三者が本市に対して守秘を誓約する場合に限る。] (7) 本市が特定事業契約終了後に本施設の運営管理又は維持管理に関する業務を委託する者について公募、交渉等の選定手続を行うにあたり、当該委託先候補者に開示をすることが必要な場合[ただし、当該委託先候補者が本市に対して守秘を誓約する場合に限る。] (8) 本市が本事業に関して本市議会に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合	
34	建設工事請負契約書 (案)	3	第5条	1項	(3)号		(契約の保証)	この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証	この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	
35		6	第12条	3項			(現場代理人及び主任技術者等)	発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人の職務を代行する副現場代理人を置くことができる。ただし、副現場代理人は、現場代理人と同等の知識と経験及び資格を有するものとする。なお、現場稼働時には現場代理人又は、副代理人どちらか一方は必ず現場に常駐していることとする。	発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人の職務を代行する副現場代理人を置くことができる。ただし、副現場代理人は、現場代理人と同等の知識と経験及び資格を有するものとする。なお、現場稼働時には現場代理人又は、副代理人どちらか一方は必ず現場に常駐していることとする。	

我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業 募集要項新旧対照表

No.	資料名	頁	項目番号等				項目名	旧（平成31年4月17日）	新（令和元年7月10日）
36		10	第20条	5項			(条件変更等) 前項の規定により要求水準書等若しくは提案書又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すことのできない事由による場合は、発注者は、かかる訂正又は変更により受注者に損害を及ぼしたときであっても当該損害を賠償し、又は必要な費用等の補償を行う義務を負わない。	前項の規定により要求水準書等若しくは提案書又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すべき事由による場合は受注者が当該損害又は費用を負担し、不可抗力事由による場合は請負代金額の100分の1に相当する額までは受注者が負担し、それを超える額については発注者が負担する。	
37	建設工事請負契約書(案)	28					我孫子市公契約条例に関する特記事項 -	(労働者等の賃金等の支払) 第1条 我孫子市公契約条例(平成27年条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する受注者(以下「受注者」という。)及び同条第4号に規定する受注関係者(以下「受注関係者」という。)は、同条第5号に規定する労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する者を除く。以下同じ。)(以下「労働者等」という。)に対し、市長が定める額(以下「労務報酬下限額」という。)以上の賃金等(条例第2条第6号に規定する賃金等をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。 (受注者の連帯責任) 第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。 (受注者の責務) 第3条 受注者は、受注関係者について社会保険の加入状況を確認し、社会保険に加入していない者(社会保険の適用が除外される者を除く。)がある場合は、社会保険の加入について指導又は助言を行うものとする。 2 受注者は、受注関係者に対し、当該下請契約が条例の適用を受けることを説明しなければならない。 3 工事又は製造の請負契約に係る受注者は、下請契約をする場合において、見積書における法定福利費の内訳を明示させるよう努めるとともに、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結するよう努めるものとする。 4 受注者及び受注関係者は、条例第10条の規定による申出をしたことを理由として、当該申出をした労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。 5 受注者が下請契約をした場合において、受注関係者は、条例第11条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の求め、又は立入検査に協力しなければならない。 6 受注者及び受注関係者は、労働者等について市民雇用に努めるものとする。 (台帳の作成及び報告) 第4条 受注者は、条例第8条第1項に規定する台帳を作成して事業所に備えるとともに、その記載事項について、労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条に規定する賃金台帳(条例第2条第5号りに規定する者に公契約に係る業務を行わせる場合にあつては請負契約書)の写しを添えて、我孫子市公契約条例施行規則(平成27年規則第16号。以下「規則」という。)で定める期日までに市長等(条例第5条第3号に規定する市長等をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。 2 受注関係者が条例第8条第1項に規定する台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告(以下この項において「報告等」という。)を同条第2項の規定により自ら行うことを希望するときは、当該受注関係者は、規則で定めるところにより、当該報告等を行うことができる。 【次頁へ】	

我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業 募集要項新旧対照表

No.	資料名	頁	項目番号等	項目名	旧（平成31年4月17日）	新（令和元年7月10日）
37	建設工事請負契約書(案)	28		我孫子市公契約条例に関する特記事項	-	<p>【前頁より】</p> <p>(労働者等への周知) 第5条 受注者は、条例第9条各号に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付しなければならない。 2 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し条例第10条の申出について周知しなければならない。</p> <p>(立入検査等) 第6条 市長等は、条例第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注者の事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注関係者の事業所若しくは作業所等に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて、協力を求めることができる。</p> <p>(是正命令) 第7条 市長等は、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反しているときは、当該受注者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>(是正報告) 第8条 受注者は、前条の規定により必要な措置を講ずることを命じられた場合には、市長等が指定する期日までに是正の措置を講ずるとともに、市長等に報告しなければならない。</p> <p>(公契約の解除等) 第9条 市長等は、受注者又は受注関係者が条例第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該公契約を解除すること（当該公契約が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。以下「公契約の解除等」という。）ができる。 2 市長等は、前項の規定により公契約の解除等をした場合において、受注者及び受注関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(公表) 第10条 市長等は、条例第15条の各号のいずれかに該当するときは、受注者又は受注関係者に意見を述べる機会を与えた上で、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。ただし、条例第15条第1号又は第3号に該当する場合で、当該受注者又は受注関係者が市長等が指定する期日までに是正の措置及び報告をしたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償) 第11条 受注者は、第9条第1項の規定による公契約の解除等により市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(違約金) 第12条 市長等は、第9条第1項の規定により公契約の解除等をした場合は、違約金を徴収することができる。</p>

我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業 募集要項新旧対照表

No.	資料名	頁	項目番号等				項目名	旧（平成31年4月17日）	新（令和元年7月10日）	
38	運営委託契約書(案)	-					業務名称	我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業 運營業務委託（公契約）	我孫子市新廃棄物処理施設整備運営事業 運營業務委託	
39		7	第7条	2項	(3)号		(契約保証金)	本委託契約による債務の不履行により委託者に生ずる損害金を委託者に対して支払うことを保証する出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関の保証	本委託契約による債務の不履行により委託者に生ずる損害金を委託者に対して支払うことを保証する出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関の保証又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	
40		7	第7条	3項				(契約保証金)	前2項に規定する契約保証金の納付及び担保の提供は、本委託契約の締結（変更契約により年間予定運営費が増額したときは、変更契約の締結をいう。以下「契約の締結」という。）と同時に行わなければならない。	前2項に規定する契約保証金の納付及び担保の提供は、 契約期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに行わなければならない。
41		7	第7条	4項					委託者は、次項に定める場合を除き、受託者が契約の締結と同時に本委託契約による債務の不履行により委託者に生ずる損害を委託者に対して填補する保険会社の履行保証保険証券を委託者に差し入れた場合において、これらによる保証金額又は保険金額が年間予定運営費の 10分の 1 以上であるときは、第 1 項の規定による契約保証金の納付を免除する。	委託者は、次項に定める場合を除き、受託者が、 契約期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日まで に、本委託契約による債務の不履行により委託者に生ずる損害を委託者に対して填補する保険会社の履行保証保険証券を委託者に差し入れた場合において、これらによる保証金額又は保険金額が年間予定運営費の10分の1以上であるときは、第1項の規定による契約保証金の納付を免除する。
42		16	第36条					(運転停止期間中等の処理対象物の処理方法)	-	2 前項の処理に要した費用の負担については、第34条1項及び第2項を準用する。
43		29	第69条	3項, 4項				(秘密保持義務)	-	3項 (5) 委託者が本事業の一部又は全部を受託者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合[ただし、当該第三者が委託者に対して守秘を誓約する場合に限る。] (6) 委託者が本委託契約終了後に本施設の運営管理又は維持管理に関する業務を委託する者について公募、交渉等の選定手続を行うにあたり、当該委託先候補者に開示をすることが必要な場合[ただし、当該委託先候補者が委託者に対して守秘を誓約する場合に限る。] (7) 委託者が本事業に関して我孫子市議会に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合